

日銀業第437号
2023年12月28日

国債発行関係事務についての

日銀ネット利用先 御中
日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」
の一部改正に関する件

個別銘柄として脱炭素成長型経済構造移行債（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）第2条第2項に規定する脱炭素成長型経済構造移行債をいう。以下同じ。）が発行されることとなったことに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2024年1月15日から実施することとしましたので、通知します。

—— 個別銘柄として発行される脱炭素成長型経済構造移行債の商品性等については、日本銀行業務オンラインにより国債振替決済制度参加者および国債入札参加者に通知しております2023年12月7日付日銀業第434号をご参照ください。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）
佐藤（内線：6096）、山本（内線：6087）

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」中一部改正

- 第1編 I. 1. (20) を横線のとおり改める。

(20) 発行通番

一の「国債入札実施要項通知」により通知される国債の入札ごとに、その入札を特定するために付される3桁の番号をいいます。発行通番は、「国債入札実施要項通知」、「国債入札要項受信済通知」、「国債入札募入決定通知」および「国債入札募入決定通知（流動性供給）」に、国債の種類および発行方法の別に応じて次のとおり表示されます。

イ、クライメート・トランジション利付国庫債券以外の場合

- ① 価格競争、利回競争、価格競争および非競争、価格競争および特別参加者第 I 非競争または価格競争、非競争および特別参加者第 I 非競争の場合とき

国庫短期証券の入札のとき

001～199までのいずれかの発行通番

利付国債の入札のとき

200～299までのいずれかの発行通番

- ② 特別参加者流動性供給・利回格差競争の場合とき

300～399までのいずれかの発行通番

- ③ 特別参加者第 II 非競争の場合とき

500～599までのいずれかの発行通番

ロ、クライメート・トランジション利付国庫債券の場合

600～699までのいずれかの発行通番

- 第3編（個別業務コード）の銘柄コードの基本コード中①国債名称コードを横線のとおり改める。

①国債名称コード

区 分	略称 ^(注1)	コード
	∫ 略（不変） ∫	
利付国庫債券（40年） 元利分離国庫債券（40年） ^(注2)	利付国（40年） 分離国（40年）	40
<u>クライメート・トランジション利付国庫債券（2年）</u> <u>元利分離クライメート・トランジション国</u>	<u>G X 国債（2年）</u> <u>G X 分離国（2年）</u>	<u>46</u>

区 分	略称 (注1)	コード
庫債券 (2年) (注3)		
クライメート・トランジション利付国庫債券 (5年) 元利分離クライメート・トランジション国庫債券 (5年) (注3)	G X国債 (5年) G X分離国 (5年)	<u>4 7</u>
クライメート・トランジション利付国庫債券 (10年) 元利分離クライメート・トランジション国庫債券 (10年) (注3)	G X国債 (10年) G X分離国 (10年)	<u>4 8</u>
クライメート・トランジション利付国庫債券 (20年) 元利分離クライメート・トランジション国庫債券 (20年) (注3)	G X国債 (20年) G X分離国 (20年)	<u>4 9</u>
国庫短期証券	国庫証券	7 4
元利分離国庫債券 (利子) (注3-4)	分離国 (利子)	8 0

(注1) 略 (不変)

(注2) 略 (不変)

(注3) 「元利分離クライメート・トランジション国庫債券 (×年)」とは、分離元本振
 決国債である旨および元利分離前の国債の名称が「クライメート・トランジション
 利付国庫債券 (×年)」である旨を示します。

(注3-4) 略 (不変)

- 第3編 (個別業務コード) の発行根拠法コードを横線のとおり改める。
- 発行根拠法コード

区 分	コード
∫ 略 (不変) ∫	
特別会計に関する法律第62条第1項または第63条	<u>0 6</u>
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第7条第1項	<u>0 7</u>
財政法第7条第1項または政府資金調達事務取扱規則第2条各号のいずれかに掲げるもの	1 0